

## 炭酸ソーダ仕様書

本仕様書は、秋田市総合環境センターの最終処分場排水処理施設で使用する炭酸ソーダの購入について適用するものとする。

### 1 一般事項

- |                |                                             |
|----------------|---------------------------------------------|
| (1) 品名         | 炭酸ソーダ                                       |
| (2) 用途         | カルシウム除去助剤                                   |
| (3) 納入場所       | 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内<br>秋田市総合環境センター 最終処分場排水処理施設 |
| (4) 契約期間       | 令和6年4月1日から<br>令和7年3月31日まで                   |
| (5) 規格         | ソーダ灰（デンス）粉末                                 |
| (6) 搬入荷姿       | タンクローリー                                     |
| (7) 一回当たり平均発注量 | 5,000kg                                     |
| (8) 平均発注頻度     | 6回／年程度                                      |
| (9) 最小発注単位     | 10kg                                        |
| (10) 予定使用量     | 30,000kg                                    |
| (11) 受入設備      | 10m <sup>3</sup> タンク：100Aのカップリング            |
| (12) 同等品を可とする。 | (日本ソーダ工業会規格によるもの。)                          |

### 2 特記事項

- (1) 受注者は、労働安全衛生法および関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、初回納入前までにSDS（安全データシート）を提出すること。
- (3) 受注者は、納入ごとに薬剤の成分分析表を提出すること。
- (4) 納入時、受注者の原因で設備等を破損した場合は、受注者の責任で修理および復旧すること。
- (5) 気象条件により処理水量が大きく変動するため、それに伴い予定使用量の増減があるものとする。
- (6) 納入量は、秋田市総合環境センター計量所において計量した数量とする。
- (7) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量当たりの単価契約とする。
- (8) 最小発注数量当たりの単価に消費税および地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。
- (9) 代金の支払いについては、契約業者からの適法な請求書を受領した日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払うこととする。